



社に鑑定を依頼した上なされたものであつて、これが不当に低廉であることの証拠はない。すると本件会社の株主が法第一二九条第三項によつて議決権を有しないものとされたことは当然であり、法第一六四条第二項によれば議決権を行使することができない株主は関係人集會に招集されないことができることは明らかであるから、このことについて何ら手続の違背はない。

(ロ) この点に関連し、原告人らは右規定は憲法第二九条及び第三二条に違背すると主張する。

〈要旨〉関係人集會は本来所定の届出をした株主をもその構成員とするものであるから、これらの株主は関係人集會に出席し、更生計画案について意見を述べ、あるいは質問して説明を求めることができるべきものであることはいうまでもない。しかし会社に破産の原因(本件では債務超過)があるときは、株主は本来かかる会社の構成員としてそのままではその有する株主権は虚無にひとしいのであるから、この会社を更生せしめ、会社の存続をはかるためにする会社更生手続は会社ひいてはその構成員としての株主に、何ほどこかの利益をこそもたらずものであつて、現時点以上に不利益を強いるものではありえないといふべく、従つてこれら株主から議決権を奪い、更生計画案の決議に参加させないことはもちろん、計画案審理のための関係人集會に呼び出さないとしても、なんらその株主としての財産権を害するものではない。従つて前記各法条が憲法第二九条に違反するものでないことは明らかであり、いわんやこれら手続の形成に参加せしめられないとしてもこれら株主の裁判を受ける権利を奪うものともいいえないことは自明である。

(ハ) 最後に原告人らは、財産の価額評定に会社を立会わせず、また株主から更生計画案について意見をきかなかつた手続の違背があると主張する。

前掲報告書の記載によると、管財人は大口債権者三者の社員多数の協力をえ実地に検査するなど、嚴重な調査の上貸借対照表を作成したことが明らかであるが、右事実からすると管財人は財産の価額評定にあつては、反対の事情のみをみるべきものがない本件においては当然本件会社(その代理人を含む)を立会わせ、評価の公正を期したものと推認するのが相当であり、また本件会社の株主に議決権なく、従つて株主を関係人集會に招集しなくとも別に違法でないことは前記のとおりである。

(もつとも記録によれば本件原告人Cほか二、三の株主は現に関係人集會に出席し、意見を開陳していることがうかがわれる)。従つて原告人らの右主張もまた採用の限りでない。

その他記録を精査するも、原決定には何ら違法の点は認められない。されば本件原告は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 浅沼武 裁判官 岡本元夫 裁判官 田畑常彦)